

# 国立大学法人電気通信大学職員表彰規程

制定 令和5年6月14日規程第5号

(趣旨)

第1条 この規程は、職員の表彰に関する事項について定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この規程は、次に掲げる職員及び当該職員で構成する団体(以下「職員等」という。)に適用する。

- (1) 国立大学法人電気通信大学就業規則第3条に定める職員
- (2) 国立大学法人電気通信大学特定任期付職員就業規則第4条に定める特定任期付職員
- (3) 国立大学法人電気通信大学非常勤職員就業規則第3条に定める非常勤職員

(職員表彰)

第3条 業務遂行上、職員の模範として推奨すべき行為があった場合、又は業務上特に顕著な功績があった場合の表彰は、次の各号のいずれかに該当すると認められた職員等に対して、学長が行うものとする。

- (1) 職務に関して有益な発明発見等をしたとき。
- (2) 職務の遂行に当たって抜群の努力をし、特に成績顕著なとき。
- (3) 担当業務に熟達し、多年にわたって献身的に職務に精励したとき。
- (4) 職務に関して特に他の規範とすることができる行為があったとき。
- (5) 職務に関して特に有益と認められる経営上又は業務上の提案があったとき。
- (6) 生命をとして職務を遂行したとき。

(優秀教員表彰)

第4条 学長は、教育活動等で特に顕著な業績を挙げた職員等に対して、優秀教員賞を授与するものとする。

- 2 優秀教員賞の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、別に定める。

(永年勤続者表彰)

第5条 永年勤続し、勤務成績が良好な場合の表彰(以下「永年勤続者表彰」という。)は、本学の職員(第2条第1号に定める職員に限る。)として一定の期間在籍し、かつ、勤務成績が良好である者に対して行う。

- 2 永年勤続者表彰については、国立大学法人電気通信大学永年勤続者表彰規程による。

(学長が必要と認める場合の表彰)

第6条 その他表彰に値する場合の表彰は、前3条に該当しない場合であって学長が必要と認めるときに行うことができる。

(表彰状)

第7条 表彰は、学長が、表彰状を授与することにより行う。

- 2 前項の表彰状に併せて、記念品又は報奨金を贈呈することができる。
- 3 報奨金については、国立大学法人電気通信大学職員報奨金規程による。

(表彰の日)

第8条 表彰は、学長がその都度定める日に行うものとする。

(雑則)

第9条 この規程で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和5年6月14日から施行する。